

令和6（2024）年度10月期
令和7（2025）年度4月期

金沢大学 入学手続要項<詳細版>

大学院

◆入学手続の詳細は本要項（詳細版）を本人の責任で確認してください。



令和6年10月25日
(第2版)

※必ず手続時点での最新情報を確認してください

目 次

〔Ⅰ. 入学手続編〕

1	入学手続	I - 1
2	入学期日等	I - 3
3	各種問合せ先	I - 4
4	入学料免除	I - 5
5	入学料徴収猶予	I - 6
6	授業料の納入	I - 7
7	授業料免除	I - 7

〔Ⅱ. 入学準備編〕

1	入学宣誓式・履修ガイダンス・オリエンテーション等	II - 1
2	入学前の既修得単位の認定	II - 2
3	奨学金	II - 2
4	学生留学生宿舎	II - 4
5	定期健康診断	II - 4
6	感染症対策	II - 5
7	保健管理センターからの注意事項	II - 5
8	障がい学生支援室	II - 6
9	LGBTQ+相談窓口	II - 6
10	本学で加入を義務付けている学生保険	II - 6
11	学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）＜任意加入＞	II - 8
12	学生総合共済及び併せて推奨する保険＜任意加入＞	II - 8

〔Ⅲ. 大学生活編〕

1	福利厚生施設	III - 1
2	自動車及びバイク通学の自粛	III - 1
3	アルバイト	III - 1
4	住まいの紹介	III - 1
5	金沢大学カード	III - 1

〔Ⅳ. その他〕

1	入学・在学時に必要な費用	IV - 1
2	本学における国際化の取組	IV - 1
3	個人情報の取扱い	IV - 1
4	マイナンバーカード取得の推奨	IV - 2

〔 I 入学手続編 〕

1 入学手続

入学手続は、本学 Web サイト入学手続ページの「入学手続システム」から行います。

本学トップ>入試情報・高大院接続>入学手続

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/admission/nyugakutetuzuki>



以下の入学手続期限までに

- ①入学手続システムでの登録
- ②入学料の納入
- ③入学手続書類の提出（郵送又は持参）を完了してください。

（1）入学手続期間

入学手続期間内に入学手続を完了しない場合は、入学を辞退したものと取り扱います。

入学時期	研究科	入学手続期間 (※以下の持参期間のうち、土日祝日は除く)
令和6年10月期	人間社会環境研究科 自然科学研究科 医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科 新学術創成研究科 法学研究科（法学・政治学専攻）	郵送 令和6年9月3日（火）～13日（金）〔必着〕 持参 令和6年9月3日（火）～13日（金）9時～16時 ※入学手続システムは、令和6年8月29日（木）から事前登録可能（ただし、合格者発表前は除く）
令和7年4月期	人間社会環境研究科 自然科学研究科 医薬保健学総合研究科 先進予防医学研究科 新学術創成研究科 法学研究科（法学・政治学専攻） 教職実践研究科	郵送 令和7年3月10日（月）～17日（月）〔必着〕 持参 令和7年3月10日（月）～17日（月）9時～17時 ※入学手続システムは、令和7年3月3日（月）から事前登録可能（ただし、合格者発表前は除く）
	法学研究科（法務専攻） （以下、「法科大学院」）	【A～C日程】 郵送 令和7年1月6日（月）～16日（木）〔必着〕 持参 令和7年1月6日（月）～16日（木）9時～17時 【単位認定試験合格者】 郵送 令和7年3月10日（月）～17日（月）〔必着〕 持参 令和7年3月10日（月）～17日（月）9時～17時

（2）入学手続方法

- ① 「入学手続システム」にアクセスし、必要な項目を入力し、学生証用写真をアップロードする。
- ② 入学料 282,000 円 を納入する。

（注）1 入学料を納入しただけでは、入学手続は完了しません。必ず入学手続期間内に入学手続書類を提出しなければなりません。

2 次の場合は入学料を納入しないでください。

- ・ 本学大学院博士前期課程又は修士課程を入学期日の前月に修了し、引き続き博士後期課程又は博士課程に進学する場合
- ・ 国費外国人留学生
- ・ 入学料免除又は入学料徴収猶予申請を行う場合

※該当者には入学手続システム上の設定を行いますので、I-4ページの「3 各種問合せ先」の所属予定研究科の入学手続担当係へ連絡してください。

【納入方法】

コンビニエンスストア（日本国内のみ）、銀行ATM（ペイジーでの支払：日本国内のみ）、ネットバンキング（日本国内のみ、PayPay 銀行及びセブン銀行の2行は利用できません）又はクレジットカード（VISA, MasterCard, JCB, AMERICAN EXPRESS, Diners Club）のいずれかで支払い可能です。詳細は入学手続システムのガイダンスページを確認してください。

- (注) 1 支払を完了すると、入学手続情報の修正はできません。必ず支払前に入力した入学手続情報（特にメールアドレスや電話番号）に間違いがないか確認してください。
 2 銀行窓口での支払はできません。
 3 コンビニエンスストアに設置されている銀行ATMでの支払はできません。
 4 クレジットカード及びネットバンキングの名義は、学生氏名と同一である必要はありません。
 5 領収書が必要な場合には、「コンビニエンスストア」を選択し、コンビニエンスストアが発行する領収書を利用してください。
 6 入学手続完了後は、いかなる理由があっても入学料は返還しません（入学期日前に入学辞退を申し出た場合を含む）。
 7 クレジットカードを含む全ての納入で、入学料の他にサービス利用料（1,250円～6,500円）が別途必要（本人負担）です。

- ③ 入学手続に必要な提出書類等を郵送又は持参する。

入学手続は、入学手続システムでの登録及び入学料の納入を行っただけでは完了しません。

入学手続期間内に必要な書類等が到着するよう郵送（速達・簡易書留）又は持参が必要です。

〔郵送の場合〕

I-2～3ページの「(3) 提出書類等」に示す必要書類を「速達・簡易書留郵便」で入学手続期間最終日17時まで**に必着**するよう、郵送してください。締切日時を過ぎて郵送された・到着した手続書類は受理しません。

〔持参の場合〕

入学手続システムでの登録及び入学料の納入を行った後でI-2～3ページの「(3) 提出書類等」に示す必要書類をI-1ページの「(1) 入学手続期間」に示す持参期間に持参してください。

【持参先】所属予定の研究科入学手続担当係（I-4ページの「3 各種問合せ先」を確認）

※入学手続書類受理後は、いかなる理由があっても書類の返却、記載事項の変更には応じません。

(3) 提出書類等

- ① 入学手続システムでアップロード作業が必要なもの

学生証用写真データ	合格者本人と判別できるもので、カラー・上半身・無修正・無帽・正面向き・無背景・直近3か月以内に撮影した100KB～5MBのjpg又はpng形式のデータを使用してください。アップロードしない場合は出願時の証明写真データを学生証に使用します。
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ② 入学手続システムから印刷の上、提出が必要なもの

(印字されている内容に誤りがないか確認してください)

提出書類	注意事項
入学手続確認票	入学手続システムで登録後、「必要書類出力」からA4サイズでカラー印刷し、入学手続期間内に提出してください。
宛名ラベル	入学手続システムで情報を入力・登録後、「必要書類出力」からA4サイズでカラー印刷したものを市販の封筒に貼付けてください（普通紙印刷で糊付け可）。封筒は、角形2号（240mm×332mm）を使用し、提出書類一式を速達・簡易書留で郵送してください。 (注) 宛名がI-4ページの「3 各種問合せ先」の所属予定研究科の入学手続担当係であることを確認してください。

③ 本学で加入を義務付けている学生保険料の払い込み

※外国人留学生は入学手続き期間中の払い込みは不要です。入学後、外国人留学生生活オリエンテーションで説明があります

提出書類	注意事項
学生教育研究災害傷害保険料払込用紙 (所定用紙添付) *全員に加入義務あり	入学手続き期間中に、同封の払込用紙を確認の上、学生教育研究災害傷害・学研災付帯賠償責任保険料を最寄りの郵便局で払い込んでください(詳細は「入学手続き要項(詳細版)」Ⅱ-6~8ページの「10 本学で加入を義務付けている学生保険」を確認)。 払い込み後「振替払込請求書兼受領証」は各自で大切に保管してください(提出不要)。

④ その他の必要書類(※印は、該当者のみ提出してください)

提出書類	注意事項	提出時期	提出先
※授業料の預金口座振替依頼書又は自動払込利用申込書 (所定用紙添付)	同封のパンフレット「授業料の納入について」を確認の上、 指定の金融機関で手続後、「大学保管用」のみを提出 してください。 ただし、現在本学の学生として在学し、入学後も登録済みの指定口座に変更がない場合は、提出不要です。 入学手続き期間内に提出が難しい場合は、入学月の前月末までに提出してください。 授業料免除を申請する場合も必ず手続きしてください。	入学 手 続 期 間 内	所 属 研 究 科 入 学 手 続 担 当 係
※在留カード及びパスポートの写し	※外国人留学生で出願時に未提出の者のみ 在留カードの表・裏及びパスポートの国籍、氏名、生年月日、旅券番号が記載されているページの写しを提出してください。 なお、出願時又は本手続時に提出した者で、提出時から記載事項の変更があった場合は、速やかに、Ⅰ-4ページの「3 各種問合せ先」の所属予定研究科の入学手続き担当係へ更新済みのものを提示してください。		
※承諾書 (所定様式有)	※在職のまま入学しようとする者のみ 所属長(又は任命権者)が発行する承諾書を提出してください。ただし、出願時に所属長(又は任命権者)が発行する受験許可書(又は推薦書、承諾書等)を提出した者は不要です。 入学手続き期間内に提出できない場合は、Ⅰ-4ページの「3 各種問合せ先」の所属予定研究科の入学手続き担当係に連絡してください。 ※承諾書(所定様式)ダウンロード 本学トップ>入学情報・高大院接続>入学手続 https://www.kanazawa-u.ac.jp/admission/nyugakutetuzuki		
※卒業証明書、修了証明書又は学位授与証明書	※出願の際に卒業見込み又は修了見込みの資格で出願した者のみ(本学内からの進学者は不要) 入学手続き期間内に提出できない場合は10月期入学は令和6年9月30日(月)、4月期入学は令和7年3月31日(月)までに提出してください。 短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の修了見込みの資格で出願した者は、学士の学位授与証明書(大学改革支援・学位授与機構が発行)も併せて提出してください。		
※教員免許状の写し	※教職実践研究科のみ 取得見込みの資格で出願した者は提出してください。		

2 入学期日等

入学手続を完了した者の入学期日(学生としての身分を取得する日)は、令和6年10月1日又は令和7年4月1日です。

入学期日以降は、入学を辞退することはできません。入学期日以降に学籍を離脱したい場合には、当期分の授業料を(入学料が未納の場合は入学料も)納入した上で、退学の手続が必要です。

3 各種問合せ先 ※対応は平日 9:00~17:00

①入学手続

研究科・専攻	問合せ先	
人間社会環境研究科 法学研究科 教職実践研究科	人間社会系事務部学生課（入試・学生募集担当） 〒920-1192 金沢市角間町 （人間社会第2講義棟1階）	電話：076-264-5600 E-mail: n-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp
自然科学研究科	理工系事務部学生課入試係 〒920-1192 金沢市角間町（自然科学本館G2階）	電話：076-234-6823, 6824 E-mail: s-nyusi@adm.kanazawa-u.ac.jp
医薬保健学総合研究科 （医科学専攻, 医学専攻）	医薬保健系事務部学生課医学学務係 〒920-8640 金沢市宝町13-1（医学類F棟1階）	電話：076-265-2121, 2887 E-mail: t-daigakuin@adm.kanazawa-u.ac.jp
医薬保健学総合研究科 （薬学専攻, 創薬科学専攻）	医薬保健系事務部薬学・がん研支援課薬学学務係 〒920-1192 金沢市角間町（自然科学本館G2階）	電話：076-234-6827, 6983 E-mail: y-gakumu@adm.kanazawa-u.ac.jp
医薬保健学総合研究科 （保健学専攻）	医薬保健系事務部保健学支援課保健学務係 〒920-0942 金沢市小立野5-11-80 （保健学類1号館1階）	電話：076-265-2515 E-mail: t-igaku2@adm.kanazawa-u.ac.jp
先進予防医学研究科	医薬保健系事務部学生課医学学務係 〒920-8640 金沢市宝町13-1（医学類F棟1階）	電話：076-265-2868 E-mail: t-daigakuin@adm.kanazawa-u.ac.jp
新学術創成研究科	融合系事務部学生課大学院係 〒920-1192 金沢市角間町（自然科学本館1階）	電話：076-264-5971 E-mail: s-yugo@adm.kanazawa-u.ac.jp

②申請書類等

項目	問合せ先	
入学料免除 入学料徴収猶予 授業料免除	学務部学生支援課学生支援係 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟2階）	電話：076-264-5164 E-mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver
奨学金	学務部学生支援課学生支援係 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟2階）	電話：076-264-5170 E-mail: stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/scholarship https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/special_support
定期健康診断	保健管理センター 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟1階）	電話：076-264-5255, 5256 E-mail: hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp https://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp
授業料の納入	財務部財務管理課出納係 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟3階）	電話：076-264-5066 E-mail: syunyu@adm.kanazawa-u.ac.jp https://www.kanazawa-u.ac.jp/university/jyouthoukoukai/gyoumu/payment
学生留学生宿舍	学務部学生支援課学生相談係 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟2階）	電話：076-264-5166, 5167 E-mail: gakuryo@adm.kanazawa-u.ac.jp https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/livelihood/residence
障がい学生支援	障がい学生支援室 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟2階）	電話：076-264-5168 E-mail: siensitsu@adm.kanazawa-u.ac.jp https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/livelihood/disabilities
LGBTQ+学生支援 （相談窓口）	ダイバーシティ推進機構内相談窓口 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟6階）	E-mail: diversity-support@adm.kanazawa-u.ac.jp https://ipdi.w3.kanazawa-u.ac.jp/global/soudan
学生教育研究 災害傷害保険 （学研災） 学研災付帯 賠償責任保険 （付帯賠償）	保健管理センター事務室 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟1階）	電話：076-264-5254 E-mail: soudan-h@adm.kanazawa-u.ac.jp https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/livelihood/gakuseihoken/
金沢大学カード	基金・学友支援室 〒920-1192 金沢市角間町（本部棟5階）	電話：076-264-5075 E-mail: kikin@adm.kanazawa-u.ac.jp https://kikin.adm.kanazawa-u.ac.jp/kikin/guide/index.html#head8

4 入学料免除

(1) 対象者

A. 本学独自の入学料免除

- ① 大学院に入学する者で、経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- ② 入学前 1 年以内に生計維持者が死亡したこと、又は入学する者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難である者

上記①②のいずれかの事由に該当する者で、入学料免除を申請した者に対し、選考の上、予算の範囲内で入学料の全額又は半額を免除することがあります。

B. 本学独自の入学料免除（能登半島地震による家計急変）

※令和 6 年 10 月期のみ。令和 7 年度の実施の有無は、2 月上旬に以下（2）①の Web サイトにて通知。

- ① 令和 6 年能登半島地震により生計維持者が死亡または行方不明となった者
- ② 令和 6 年能登半島地震により生計維持者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」となった者
- ③ 令和 6 年能登半島地震により、生計維持者の所得が急変した世帯の者

上記①～③のいずれかの事由に該当する者で、入学料免除を申請した者に対し、選考の上、予算の範囲内で入学料の全額又は半額を免除することがあります。

C. 本学独自の入学料免除（新型コロナウイルスによる家計急変）

※令和 6 年 10 月期のみ。令和 7 年度の実施の有無は、2 月上旬に以下（2）①の Web サイトにて通知。

- ① 生計維持者が、新型コロナウイルスの感染拡大による収入減少者等を対象として国や地方公共団体が実施する公的支援を受給している、又は生計維持者の家計急変事由発生後の所得が急変前の所得と比較し 1/2 以下である者
- ② 家計急変事由発生後の所得が本学の通常の入学料免除制度の基準の範囲内である者

上記①②の両方の事由に該当する者で、入学料免除を申請した者に対し、選考の上、予算の範囲内で入学料の全額又は半額を免除することがあります。

ただし、令和 5 年度後期に大学（本学以外も可）独自制度又は修学支援新制度により新型コロナウイルスによる家計急変者を対象とした授業料減免を受けていた者に限ります。

(2) 申請手続

① 申請書類の入手方法

入学料免除を申請する場合は、入学手続を行う前に必ず申請書類を入手し、書類作成等の準備をしてください。本学 Web サイトから該当の申請要項及び様式をダウンロードして使用してください。

なお、申請要項等の Web サイトへの掲載時期は、10 月入学者は 8 月中旬頃、4 月入学者は 2 月上旬頃を予定しています。

本学トップ>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>入学料免除・入学料徴収猶予

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/exemption_grace

② 提出書類

- (ア) 本人調書（様式 1-1, 1-2）（B を申請する場合は、「大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書」）
- (イ) その他必要な各種証明書（詳細は、該当の申請要項で確認してください。）
- (ウ) 110 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）（申請者（学生本人）の住所（郵便物が確実に届く住所）、氏名を記入）

③ 提出期間：当該者の入学手続期間内（I-1 ページ（1）を確認）〔厳守〕

※ただし、法科大学院【A～C 日程】入学者は令和 7 年 3 月 10 日（月）～17 日（月）〔必着〕の期間に申請するものとし、入学手続期間においては申請書類の代わりに「入学料免除（徴収猶予）申請予定届」を入学手続書類とともに提出してください（様式は上記 Web サイトに掲載）。

④ 提出先：I-4 ページの「3 各種問合せ先」の所属予定の入学手続担当係に提出してください。

(3) 注意事項

- ① 本学独自の入学料免除 A～C のいずれかに申請可能ですが、B の申請者に限り A との併願が可能です。
- ② 入学料免除及び授業料免除の申請書類は同じです。入学料免除と授業料免除の両方に申請する場合、提出書類は 1 セットです。
- ③ 入学料免除の申請者には、選考結果の通知があるまで入学料の納入を猶予しますが、結果通知前に納入した場合は、免除申請を辞退したもとして扱います。
- ④ 選考の結果、全額免除を許可されなかった者が、結果を通知した日から 14 日以内に入学料を納入しない場合は、入学許可を取り消し、除籍します。
- ⑤ 全額免除を許可されなかった場合は、入学料徴収猶予を申請することができます。
- ⑥ 選考のため、入学試験成績を参考とする場合があります。
- ⑦ 選考結果の通知前に学籍を離脱したい場合は、入学料を納入した上で、退学の手続きが必要です。

5 入学料徴収猶予

(1) 対象者

- ① 経済的理由によって納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀である者
- ② 入学前 1 年以内に生計維持者が死亡したこと、又は入学する者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けたことにより納入期限までに入学料の納入が困難である者
上記①②のいずれかの事由に該当する者で入学料徴収猶予を申請した者に対し、選考の上、入学料の徴収を猶予することがあります。

(2) 申請手続

入学料免除（I-5 ページ（2））と同様。ただし、新型コロナウイルスによる家計急変に係る徴収猶予制度はありませんので「A. 本学独自の入学料免除」に則り申請してください。

(3) 注意事項

- ① 入学料徴収猶予の申請者には、選考結果の通知があるまで入学料の納入を猶予します。
- ② 選考の結果、不許可になった者が、結果を通知された日から 14 日以内に入学料を納入しない場合は、入学許可を取り消し、除籍します。
- ③ 徴収猶予を許可した場合でも、入学した期の末日までに入学料を納入しない場合は、入学許可を取り消し、除籍します。
- ④ 選考のため、入学試験成績を参考とする場合があります。
- ⑤ 選考結果の通知前又は許可した徴収猶予期限前に学籍を離脱したい場合は、入学料を納入した上で、退学の手続きが必要です。

6 授業料の納入

(1) 授業料の金額

区分	前期（第1・第2クォーター）分	後期（第3・第4クォーター）分
研究科共通 （法科大学院を除く）	267,900 円	267,900 円
法科大学院 （法学研究科法務専攻）	402,000 円	402,000 円

（注）入学時又は在学中に授業料を改定した場合は、改定時から新授業料額を適用します。

(2) 授業料の納入方法

- ① 納入方法は、預金口座から自動的に口座振替する「預金口座振替制度」です。必ず、本学が指定する金融機関で本人又は学資負担者名義の預金口座を開設（既に指定金融機関に預金口座を持っている場合は、その預金口座を利用可）し、口座振替の手続き後に「預金口座振替依頼書」（指定銀行の場合）又は「自動払込利用申込書」（ゆうちょ銀行の場合）の「大学保管用」のみを入学手続き期間内又は入学月の前月末までに提出してください。
- ② 口座振替の手続方法及び授業料の振替日等の詳細は、同封のパンフレット「授業料の納入について」を確認してください。
- ③ 現在本学の学生として在学し、既に授業料預金口座振替制度を利用している場合は、自動的に継続されますので、登録済みの指定口座を変更する場合を除き、手続は不要です。

(3) その他

授業料の口座振替予定日及び授業料の金額は、毎年4月及び10月上旬に本学Webサイトにより通知します。

本学トップ>教育・学生支援・学生活動>授業・履修 授業料納付

<https://www.kanazawa-u.ac.jp//university/jyuhoukoukai/gyoumu/payment>

7 授業料免除

(1) 対象者

A. 本学独自の授業料免除

- ① 経済的理由によって授業料（半期分）を納入することが困難であり、かつ、学業優秀である者
- ② 入学前1年以内に生計維持者が死亡したこと、又は入学する者若しくは生計維持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が著しく困難である者
上記①②のいずれかの事由に該当する者で、授業料免除を申請した者に対し、選考の上、予算の範囲内で納入すべき当該期分授業料の全額又は半額を免除することがあります。

B. 本学独自の授業料免除（能登半島地震による家計急変）

※令和6年10月期のみ。令和7年度の実施の有無は、2月上旬に以下（2）①のWebサイトにて通知。

- ① 令和6年能登半島地震により生計維持者が死亡または行方不明となった者
- ② 令和6年能登半島地震により生計維持者の居住する家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」となった者
- ③ 令和6年能登半島地震により、生計維持者の所得が急変した世帯の者
上記①～③のいずれかの事由に該当する者で、授業料免除を申請した者に対し、選考の上、予算の範囲内で納入すべき当該期分授業料の全額又は半額を免除することがあります。

C. 本学独自の授業料免除（新型コロナウイルスによる家計急変）

※令和6年10月期のみ。令和7年度の実施の有無は、2月上旬に以下（2）①のWebサイトにて通知。

- ① 生計維持者が、新型コロナウイルスの感染拡大による収入減少者等を対象として国や地方公共団体が実施する公的支援を受給している、又は生計維持者の家計急変事由発生後の所得が急変前の所得と比較し1/2以下である者
- ② 家計急変事由発生後の所得が本学の通常の授業料免除制度の基準の範囲内である者
上記①②の両方の事由に該当する者で、授業料免除を申請した者に対し、選考の上、予算の範囲内で納入すべき当該期分授業料の全額又は半額を免除することがあります。

(2) 申請手続

① 申請書類の入手方法

本学 Web サイトから該当する申請要項及び様式を入手し、書類作成等の準備をしてください。

なお、要項等の Web サイトへの掲載時期は、10 月入学者は 8 月中旬頃、4 月入学者は 2 月上旬頃を予定しています。

本学トップ>教育・学生支援・学生活動>経済的支援・各種奨学金>授業料免除

https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/tuition_waiver

② 提出書類：

(ア) 本人調書(様式 1-1, 1-2) (B を申請する場合は、「大規模災害に係る入学料・授業料免除申請書」)

(イ) その他必要な各種証明書(詳細は、該当の申請要項で確認してください)

③ 提出期間：当該者の入学手続期間内 (I-1 (1) ページを確認) [厳守]

※ただし、法科大学院【A~C 日程】入学者は令和 7 年 3 月 10 日(月)~17 日(月) [必着] の期間に申請してください。

④ 提出先：学務部学生支援課学生支援係(角間キャンパス本部棟 2 階)

※ただし、角間キャンパスに通学する学生で併せて入学料免除(徴収猶予)を申請する者、及び宝町・鶴間キャンパスに通学する学生は、I-4 ページ「3 各種問合せ先」の所属予定研究科の入学手続担当係に提出してください。

(3) 注意事項

① 本学独自の授業料免除 A~C のいずれかに申請可能ですが、B の申請者に限り A との併願が可能です。

② 授業料免除及び入学料免除(徴収猶予)の申請書類は同じです。両方に申請する場合、提出書類は 1 セットです。入学手続期間中に申請してください。

③ 授業料免除を申請する場合も、「預金口座振替依頼書」(指定銀行の場合)又は「自動払込利用申込書」(ゆうちょ銀行の場合)は、必ず提出しなければなりません。授業料免除審査時に口座振替の手続きが完了していることを確認しますので、必ず口座振替の手続きを行ってください。

なお、現在本学の学生として在学し、既に授業料預金口座振替制度を利用している場合は、自動的に継続しますので、登録済みの指定口座を変更する場合を除き、手続きは不要です。

④ 授業料免除申請者は、選考結果の通知があるまで授業料の納入を猶予します。その間、授業料の口座振替は行いません。

⑤ 選考のため、入学試験成績を参考とする場合があります。

⑥ 選考結果の通知前に学籍を離脱したい場合は、授業料を納入した上で退学の手続きが必要です。

〔Ⅱ 入学準備編〕

1 入学宣誓式・履修ガイダンス・オリエンテーション

(1) 入学宣誓式

入学宣誓式の最新情報及び詳細情報は、令和7年2月1日以降に本学 Web サイト（本学トップ <https://www.kanazawa-u.ac.jp/>）等に掲載しますので、必ず確認してください。

入学時期	日 時
令和7年4月期	令和7年4月4日（金） 10:00~12:00

(2) 履修ガイダンス・オリエンテーション

後日、I-4ページの「3 各種問合せ先」の所属予定研究科の入学手続担当係から連絡します。

(3) 学生証・証明書

学生証は、入学月の初旬以降、所属の研究科担当係から交付します。在学証明書、学割証等は、学生証の「学籍番号」と「金沢大学 ID 証」に記載した「パスワード」を使用し、学内の証明書自動発行機で発行できます。

2 入学前の既修得単位の認定

本学が教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に本学大学院又は他大学大学院において修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することがあります。この制度による単位認定を希望する者は、事前に所属予定研究科の入学手続担当係で詳細を確認してください。

なお、申請書には、次の書類の添付が必要なため、事前に準備してください。

- (1) 成績証明書
- (2) 授業科目の内容や時間数が記載されているシラバス（授業概要）及び履修案内等
- (3) その他参考となる書類（教科書やノート等の提出を求めることがあります）

3 奨学金

本学が取り扱う奨学金には、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体のものがあります。いずれも、主に学業成績が優秀で経済的理由により学資支弁の困難な学生を対象としており、選考の上、決定します。

(1) 種別

①-1 日本学生支援機構【貸与型】（令和6年度）

種別	課程区分	貸与月額	備考
第一種 (無利子貸与)	修士・博士前期課程, 専門職学位課程	50,000円 88,000円	貸与月額は申込時に選択 (貸与中に増額又は減額の月額変更可能)
	博士後期課程・医学博士課程・ 薬学博士課程	80,000円 122,000円	
第二種 (有利子貸与)	修士・博士前期課程, 専門職学位課程, 博士後期課程, 医学博士課程, 薬学博士課程	50,000円	
		80,000円	
		100,000円	
		130,000円 150,000円	

(注) 1 第一種、第二種はどちらも貸与です。貸与された奨学金は、修了後、決められた期間内に返還する義務があります。

- 2 第一種は、特に優れた業績による返還免除制度があります。
- 3 第二種は、在学中は無利子ですが、修了後は年3%を上限とする利子が付きます。
- 4 第一種と第二種との併用貸与も可能ですが、家計基準審査は厳しくなります。
- 5 専門職学位課程の法科大学院において第二種の貸与月額15万円を選択した場合は、4万円（月額19万円）又は7万円（月額22万円）を増額できます。

①-2 修士段階（博士前期・修士・専門職学位課程）における「授業料後払い制度」

在学中は授業料を納付せず、修了後の所得に応じて後払いできる制度です。併せて生活費奨学金の貸与を受けることができます。（生活費奨学金のみの貸与はできません。）[参考：日本学生支援機構 web サイト <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html>]

種別	課程区分	貸与額		備考
		授業料支援金	生活費奨学金月額	
授業料後払い制度 (第一種 (無利子貸与))	修士・博士前期課程, 専門職学位課程	年535,800円を上限として 大学が請求する授業料	20,000円 又は 40,000円	・生活費奨学金月額は申込時に選択（貸与を受けないことも可能） ・特に優れた業績による返還免除制度あり

(注) 本制度と①-1の第一種奨学金との併用はできません。

② 地方公共団体及び民間育英団体

地方公共団体や民間企業・財団等の奨学金があります。大学に募集案内のあった奨学金は本学 Web サイトでお知らせしますので、希望する場合は、入学後に本学 Web サイトを確認し、案内に従って申し込んでください。

また、本学 Web サイト等でお知らせする奨学金以外にも、各種団体が直接、個人応募を受け付けている場合があります。

(2) 奨学金の新規申込

団体名	申請書類の配布	書類請求及び提出期限
日本学生支援機構 (在学採用)	学務部学生支援課 窓口（本部棟 2 階）	10 月及び 4 月上旬に各研究科及び学務部学生支援課（本部棟）の掲示板及び本学 Web サイトで通知
地方公共・民間団体	募集の都度、本学 Web サイトで通知	

(3) 日本学生支援機構奨学金 大学院奨学生採用候補者

大学院進学前に日本学生支援機構奨学金の「予約採用」に申し込み奨学生採用候補者に決定している者は、次の書類を入学した月の月上旬に学生支援課学生支援係へ提出してください。詳細は、本学 Web サイトを確認してください。

提出書類	備考
大学院奨学生採用候補者決定通知（進学先提出用）	日本学生支援機構から本人に通知済
角形 2 号の返信用封筒	奨学生に正式に採用された後の必要書類を送付するための封筒です。郵便物を確実に受け取れる住所・氏名を宛先として明記し、320 円分の切手を貼付してください。

(4) その他

① 入学前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた者

本学大学院に入学する前に大学等で日本学生支援機構奨学金の貸与を受け、かつ本学では奨学金を利用しない者は、入学後にスカラネット・パーソナルを通じて「在学猶予願」を提出（入力）することで、本学大学院在学期間中の奨学金返還が猶予されます。入学した月の月上旬に「在学猶予願」を提出（入力）してください。詳細は 4 月上旬頃にアカンサスポータル及び掲示板で通知します。

なお、日本学生支援機構奨学金奨学生採用候補者で、上記（3）の手続きをした者は「在学猶予願」の提出（入力）は不要です。

② 本学独自の奨学制度については、本学 Web サイトを確認してください。

本学トップ>教育・学生支援・学生生活動 >経済的支援・各種奨学金>金沢大学独自奨学制度
https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/special_support

③ 各種奨学金の詳細は、本学 web サイトを確認してください。

本学トップ>教育・学生支援・学生生活動 >経済的支援・各種奨学金>奨学金・各種給付・貸付等
<https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/economic/scholarship>

4 学生留学生宿舎

本学には、国際交流を促進しグローバル人材を育成することを目的に、外国人留学生と日本人学生が1つのユニット（男女別）で生活するシェアハウス型の学生寄宿舍「先魁」及び「北溟」があります。

「先魁」は新入学者の入居者を募集していません。「北溟」は空室がある場合に限り、入居者を募集します。入居申請方法等詳細は、本学 Web サイトを確認してください。

本学トップ>教育・学生支援・学生活動>キャンパスライフと生活支援>住居（学生寄宿舍）

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/livelihood/residence>

外国人留学生の入居希望者は、各研究科の留学生担当係へ連絡してください。

宿 舎 名	北 溟（ほくめい）
所 在 地	〒920-1164 金沢市角間町
設 置 年 月	平成 29 年 4 月
定 員	外国人留学生 120 名 ， 日本人学生 80 名 ※1 ユニット：外国人留学生 3 名・日本人学生 2 名
入 居 期 間	原則 2 年
募 集 人 数	男子 若干名 ・ 女子 若干名 （ユニットは男女別）
個 室	約 10 m ² ベッド・机・椅子・本棚・クローゼット等
ユニット内共用部分	リビングダイニング・キッチン・トイレ・洗面洗濯・シャワー
生活費	寄 宿 料 月額 26,800 円
	諸 経 費 月額 11,500 円 ※家具家電設備・光熱水費等
	合 計 月額 38,300 円

(注) 1 外国人留学生の渡日状況等により、1 ユニットの入居者数が定員に満たない場合があります。

2 生活費以外に入居に伴う一時金として、預託金（退去時の居室清掃費、光熱水料引当金）20,000 円が必要です。

5 定期健康診断

大学生生活を健康でより有意義なものにするため、入学者全員に対して定期健康診断を行います。入学後に実施される健康診断を必ず受診してください。ただし、社会人入学の場合は、職場で入学年度に実施された健康診断結果又はその写しの提出に代えても構いません。

詳細は、保健管理センター Web サイト定期健康診断の案内ページ (<https://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp>) を確認してください。会場での健康診断の流れや注意事項も必ず確認の上、受診してください。なお、健康診断に関する問合せは氏名、入学予定の所属などを可能な範囲で記載し、E-mail (hokekan@kenroku.kanazawa-u.ac.jp) にて問合せしてください。

(1) 日程・会場

保健管理センター Web サイトを確認してください。

本学トップ>金沢大学について>附属施設・利用案内>附属施設>保健管理センター>定期健康診断
<https://hsc.w3.kanazawa-u.ac.jp/annual-medical-checkup/>

(2) 会場での健康診断の流れ

保健管理センター受付で「健康診断受診票」を受け取る → 「健康診断受診票」を持って各健診項目を受診 → 最後に「健康診断受診票」を回収カウンターに提出し終了

(3) 健康調査 (Web 回答)

この調査により得た個人情報、**「*健康診断データの取扱い」**に従います。また、個人の秘密は厳守します。

健康調査項目を Web で回答後、健康診断を受診してください。

また、回答方法は、保健管理センター Web サイトを確認してください。なお、利用には本学ネットワーク I D の取得が必要です。

*健康診断データの取扱い

保健管理センターでは、学生の健康状態維持・向上のため、また予防可能な疾病の早期発見のために、定期健康診断とその事後措置（再検査・指導・病院紹介）を行っています。健康診断結果（問診、健康診断書、健康調査を含む）は個人の健康状態を把握して必要な支援の提供に役立つだけでなく、学生の健康状態や生活実態を把握して必要な対策を立てるために必要です。なお、受診者は、健康診断データを学生の健康増進に役立てるための基礎資料として、個人を特定しない形で統計解析をしたり、その結果を学術会議などで発表したりすることがあることに同意したものとみなします。不明点は、保健管理センターまで問合せください。

（４）注意事項

- ① 学生証を携帯し必ず受診してください。
- ② 本学の定期健康診断を受診していない場合（職場での健康診断結果の提出をもって、本学定期健康診断に代えた者を含む。）、本学で健康診断を受診し、結果が登録されるまで、本学から健康診断証明書を発行できません。
- ③ 健康診断証明書がない場合
 - ・ 課外活動の大会出場に支障をきたすことがあります。
 - ・ 教育実習、介護等体験、臨床実習等を履修できません。
 - ・ インターンシップ、派遣留学を許可しないことがあります。
- ④ 採尿容器は所属予定研究科の学生担当係へ受診前日までに取りに行き、受診当日の起床直後に採尿して健診会場に持参してください。
- ⑤ 社会人学生で職場での健康診断結果またはその写しを提出する場合は、職場の健康診断結果が判明次第、余白に学籍番号を記入し、所属予定研究科の学生担当係に提出してください。

6 感染症対策

本学では、予防接種を受けることができない疾病がある等の特別な事情がない限り、予防接種法で定められた予防接種（定期接種項目）を受けて入学することとしています。また、健康保持のため、任意接種のワクチンもできるだけ受けることを勧めます。

7 保健管理センターからの注意事項

（１）健康保険証（遠隔地被保険者証）

病院受診時、保険診療を受けるために必要なので、自分の健康保険証（遠隔地被保険者証）を自己の居住所に持参してください。

（２）救急セット

自己の居住場所に風邪薬等の常備薬、体温計、絆創膏等の救急セットを準備してください。また、疾病治療のため服薬中の場合は、治療薬を持参してください。

（３）病気療養中の入学者

何らかの疾病で病院通院中の方で遠隔地から入学する場合は、主治医より本学周辺の病院に紹介状（診療情報提供書）を書いてもらい、本学周辺の病院に通院することを勧めます。通院先の病院が分からない場合は、保健管理センター宛に紹介状（診療情報提供書）を書いてもらってください。保健管理センターの医師が適切な病院を紹介します。

8 障がい学生支援室

本学では、障がい学生支援室を設置しています。

受験前相談者を含め、障がい等があり、修学上の支援が必要と想定される場合は、入学前に、内容について詳しく面談します。

上記に該当する場合は入学決定(合格)後、早急に、障がい学生支援室まで連絡してください。

問合せ先は、I-4ページの「3 各種問合せ先」を確認してください。

9 LGBTQ+相談窓口

本学では、LGBTQ+相談窓口を設置しています。

性自認、性的指向や性表現に関する不安がある場合は相談してください。学籍上の氏名の変更(通称名使用)や性別の変更等の相談にも応じます。

また、入学前の相談や学生のご家族からの相談も可能です。本学での取組や支援内容は、「LGBTQ+サポートガイド(<https://ipdi.w3.kanazawa-u.ac.jp/global#lgbtq>)」

を確認してください。入学と同時に通称名の使用を希望する場合は、入学決定(合格)後、早急に、LGBTQ+相談窓口まで連絡してください。



LGBTQ+

サポートガイド

10 本学で加入を義務付けている学生保険

本学では、学生生活における事故に備え、**学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)**(外国人留学生は、**学生教育研究災害傷害保険(学研災)及び外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド付帯学総)**)への加入を義務付けています。いずれの保険も、全国の大学・短期大学の学生を対象とし、公益財団法人日本国際教育支援協会が取り扱っている補償制度です。未加入の場合、課外活動、教育実習、インターンシップ等を許可しないことがあります。

(1) 保険料と保険期間

同封の払込用紙を確認の上、次の保険料(保険会社から金額の変更があった場合は、入学手続要項を送付する際に通知します。)を一括して郵便局の窓口で払い込んでください。

保険料納入後、入学を辞退した場合は、(封筒代金や郵送料を差し引いた)保険料を返還します。

ただし、外国人留学生は入学手続期間中の払い込みは不要です。入学後、外国人留学生生活オリエンテーションで配付する払込用紙にて、指定する期間内に払い込んでください。

研究科	保険期間	納入すべき保険料	内訳		付帯賠償コース	
			学研災	付帯賠償		
人間社会環境研究科 博士前期課程 (短期在学型制度)	1年間	1,340円	1,000円	340円	A	
法学研究科 (法学・政治学専攻) 修士課程 (短期在学型制度)						
人間社会環境研究科 自然科学研究科 医薬保健学総合研究科 (創薬科学専攻)	2年間	2,430円	1,750円	680円	A	
新学術創成研究科 博士後期課程	3年間	3,620円	2,600円	1,020円	A	
医薬保健学総合研究科 (創薬科学専攻除く)	修士課程 博士前期課程	2年間	2,790円	1,790円	1,000円	C
	博士後期課程	3年間	4,150円	2,650円	1,500円	C
	博士課程	4年間	5,370円	3,370円	2,000円	C

研究科	保険期間	納入すべき保険料	内訳		付帯賠償コース
			学研災	付帯賠償	
先進予防医学研究科	4年間	5,370円	3,370円	2,000円	C
法学研究科 法学・政治学専攻	2年間	2,430円	1,750円	680円	A
法科大学院（短縮コース）	2年間	5,030円	1,750円	3,280円	L
法科大学院（標準コース）	3年間	7,520円	2,600円	4,920円	L
教職実践研究科	2年間	2,430円	1,750円	680円	A

(2) 学研災の概要

国内外において、①教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故、②通学中、学校施設等での移動中の事故によって身体に被る傷害（ケガ）に対して保険金が支払われます。

○保険金の種類と金額

補償範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金 (180日限度)
正課中、学校行事中	2,000万円	程度に応じて 120万円～ 3,000万円	治療日数1日以上が対象； 3千円～30万円	1日につき4,000円
上記及び課外活動以外で 学校施設内にいる間・通 学中・学校施設等相互間 の移動中	1,000万円	程度に応じて 60万円～ 1,500万円	治療日数4日以上が対象； 6千円～30万円	
学校施設内外での課外活 動中（学校施設外での活 動は、大学に届け出るこ と）			治療日数14日以上が対象； 3万円～30万円	

※入院加算金は、医療保険金に関係なく、入院1日目から支払われます。

※治療日数は、実際に入院または通院した日数をいいます。

(3) 付帯賠償の概要

国内外において、正課、学校行事、課外活動又はその往復において、他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金が支払われます。**本学では、全学生（留学生を除く）に対し、付帯賠償と学研災の両方への加入が必須です。**

外国人留学生は、付帯賠償への加入は不要ですが、代えて**インバウンド付帯学総への加入が必須です**。詳細は、外国人留学生生活オリエンテーションにて説明します。

なお、付帯賠償での「課外活動」は、大学がインターンシップ又はボランティア活動の実施を活動目的として承認した団体が行うインターンシップ又はボランティア活動のことをいいます。

○コースと支払限度額

コース	補償範囲	支払限度額
A	正課、学校行事、課外活動及びその往復 インターンシップ、介護体験活動、教育実習等（以下「特定活動」という。）及びその往復	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円（免責金額0円）
C	医療関連学部・学科の正課、学校行事、課外活動及びその往復 特定活動（医療関連実習を追加）及びその往復	
L	対人・対物賠償： 法科大学院等の正課、学校行事、課外活動及びその往復 特定活動（臨床法学実習を追加）及びその往復 人格権侵害補償： 臨床法学実習に伴う不当行為（臨床法学実習中に知り得た依頼人の個人情報に係る不当行為など）に起因する人格権侵害が対象	対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円 損害賠償請求者1名当たり1,000万円 (いずれも免責金額0円)

(注) 対人賠償・対物賠償は、被保険者1名かつ1年当たりの支払限度額です。

(4) 加入手続及び保険期間

① 加入手続

指定払込用紙により、保険料を郵便局で払い込みください（払込手数料は加入者負担）。

② 加入手続時期及び保険期間

ア 入学月の前月末までに保険料の払い込みがあった場合は、入学期日から保険が有効です。

イ 入学月以降に保険料を払い込みした場合は、保険料払い込みの翌日から保険が有効です。

(5) その他

① 保険料の領収証は、郵便局で発行する振替払込請求書兼受領証をもって代え、大学では発行しません。

なお、保険証券は発行されないので、振替払込請求書兼受領証は大切に保管してください。

② 保険契約については、入学時に配付する「学生教育研究災害傷害保険のしおり」で確認してください。

〔参考：(公財)日本国際教育支援協会(本保険の運営者)Web サイト <http://www.jees.or.jp>〕

③ 各種手続の詳細は、本学 Web サイト学生保険ページを確認してください。

本学トップ>教育・学生支援・学生活動>キャンパスライフと生活支援>学生保険

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/students/livelihood/gakuseihoken/>

④ 学研災及び付帯賠償に関する問合せは、保健管理センター事務室まで問合せてください。

問合せ先は、I-4 ページの「3 各種問合せ先」を確認してください。

1.1 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）＜任意加入＞

学生の活動範囲は学内のみならず、学外へも広がり多様化しています。そこで本学では、学生生活全般に対応できる補償制度として、「学研災付帯学生生活総合保険」（付帯学総）への加入を強く推奨しています。

「付帯学総」は「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む。）を補償するほか、加害事故時の賠償責任補償（アルバイト中・部活動中を含む。）等、学生生活を24時間総合的に補償する内容（※1）であり、全国団体の割引適用により加入しやすくなっています。

学生教育研究災害傷害保険等では補償が不足すると思われる場合に、「学研災付帯学生生活総合保険」（付帯学総）に任意で加入できますので、加入を希望する場合は、入学手続要項（抜粋版）に同封の案内を確認の上、加入手続を行ってください。この保険は、複数の加入タイプから、加入者が選択できます。ただし、学生教育研究災害傷害保険（学研災）に加入している学生に限ります。

（※1）正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内（寄宿舎を除く。）の事故における死亡・後遺障害は、本保険の補償対象でなく、学研災の補償対象です。

1.2 学生総合共済及び併せて推奨する保険＜任意加入＞

学生総合共済は、金沢大学生生活協同組合が取扱窓口となり、日本コープ共済生活協同組合連合会が引受する保障制度で、全国で約77.3万人の学生が加入している「学生どうしのたすけあい制度」です。病気やケガによる入院や手術、ケガによる通院が保障の対象になる「学生総合共済」は、大学内はもちろんアルバイト中・旅行中（国内外）など大学外も含めた大学生の行動範囲の広さに対応した保障制度です。また、併せて推奨する保険として、自転車乗車中の加害事故など日常生活における賠償に備える「学生賠償責任保険」と、さらに火災、水ぬれ等による家財の損害や貸主に対する借家人賠償責任も保障される「学生賠償責任保険（一人暮らし特約あり）」があります。水もれによる階下の人の家財への賠償責任も保障されます。

詳しくは、金沢大学生生活協同組合の Web サイト (<https://www.kindai-coop.jp>) を確認してください。

〔Ⅲ 大学生生活編〕

1 福利厚生施設

学生、教職員の福利厚生施設として、各キャンパスに食堂、喫茶、書店、売店、理髪店等があります。

金沢大学生生活協同組合が運営している食堂、喫茶、書店、売店ではICカード学生証の生協電子マネー機能及び大学生協アプリで支払ができます。詳しくは金沢大学生協のWebサイト(<https://www.kindai-coop.jp>)を確認してください。(卒業・修了時に返還される出資金が必要。)

2 自動車及びバイク通学の自粛

最近、通学に自動車・バイクを利用する学生が非常に多く、学生が関与する交通事故が多発し憂慮しています。一旦事故を起こせば、学業に重大な支障を来すばかりか、前途ある学生が家族を含めて長期にわたり社会的、経済的に大きな負担を強いられます。

本学は、公共の交通機関を利用すれば十分通学できる環境にあります。こうした状況を踏まえて、学生の自動車・バイク通学の自粛を呼びかけ、その徹底を図っています。入学者及び生計維持者におかれては、その趣旨を十分理解し、交通事故防止と学内における良好な教育、研究の環境保持のため、自動車・バイクによる通学を自粛するよう強く求めます。

なお、入学者の自動車による通学は、特別の事情がある場合以外は許可しません。身体に障がいがある場合、路線バスを利用することが地理的に非常に困難な場合等、特別の事情がある場合は、入学後、掲示等で連絡する所定の期間に所属の研究科担当係へ申し出てください。

※令和5年4月1日から改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。自転車を運転する際は、ヘルメットの着用を強く推奨します。

※令和6年4月1日から石川県自転車条例により、自転車利用者等の保険加入が義務化されましたので、必ず加入してください。

3 アルバイト

学資補助のため、やむを得ずアルバイトをする学生のために、金沢大学生生活協同組合においてアルバイトの情報提供業務を行っています。

4 住まいの紹介

金沢大学生生活協同組合において、アパートなど住まいの紹介業務を行っています。詳しくは、金沢大学生生活協同組合 住まい事業部(電話 076-234-0852)へ問合せください。

5 金沢大学カード

金沢大学カードは、本学と㈱北陸カードが提携しているクレジットカードです。

学生が初めて持つクレジットカード(学生限定カード)として、機能と安全性を高めた学生生活の信頼できる強い味方です。

【デビューカード(学生限定)】<年会費無料>

- ・ 安心の国際ブランドVISA
- ・ 利用可能額10万円(使いすぎ防止)
キャッシング・リボ機能なしの安心設計
- ・ 海外旅行(留学を含む)傷害保険付
- ・ 卒業・修了後は一般カード(クラシック・年会費無料)に自動更新



金沢大学カード(デビューカード)

また、利用者の負担がなく、カードを利用してショッピングすることでカード加盟店手数料の一部がカード会社から金沢大学基金へ寄附され、在学者の留学支援金等に役立っています。

申込は任意ですが、希望者は、申込書に必要事項を記入して、添付の封筒に申込書と提出書類を入れて、(株)北陸カードへ直接郵送してください。カードは本人宛記載住所へ書留郵便にて郵送されます。

問合せ先は、I - 4 ページの「3 各種問合せ先」を確認してください。

〔Ⅳ. その他〕

1 入学・在学時に必要な費用

種 別	金 額	振替又は納入時期	該当 ページ
入学料	282,000 円	入学手続時期	I-1
授業料	令和6年度後期 (第3・第4クォーター：10～3月)分 法科大学院以外の研究科 267,900 円 法科大学院 402,000 円	令和6年11月26日(火) (口座振替)	I-7
	令和7年度前期 (第1・第2クォーター：4～9月)分 法科大学院以外の研究科 267,900 円 法科大学院 402,000 円	令和7年5月27日(火) (口座振替)	
本学で加入を 義務付けている 学生保険	〔Ⅱ-6～8ページ〕の「(1)保険料と保険期間」 を確認	入学手続時期～入学月の前月末 (郵便局で払い込み)	Ⅱ-6

(注) 入学時又は在学中に授業料を改定した場合は、改定時から新授業料額を適用します。

2 本学における国際化の取組

社会のグローバル化が急速に進むなか、さまざまな場で国際的に活躍できる人材の育成が急務となっています。世界各国で高度人材の育成が戦略的に進む今、日本の大学においても、グローバルリーダー育成のための体制強化が求められています。大学で学ぶ上で、英語が重要なスキルであることや海外での学修が貴重な経験となることは言うまでもありません。

こうした背景から、本学では、英語学習のためのe-learning講座、個別相談による学修支援、各種検定試験の学内実施等、継続的な英語学修に向けたサポートを実施していますので、積極的に利用してください。

本学トップ>国際交流・留学>海外へ留学したい(金沢大学から世界へ)>語学学習

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/global-network/studyabroad/eigogakushushien>

3 個人情報情報の取扱い

本学では、個人情報の保護に関する法律及び学内管理規程等に基づき、本学が保有する個人情報の適正な管理と保護に努めています。本学が入学者選抜、入学手続時及び入学後に取得するすべての個人情報情報は、次の業務等で利用します。

- (1) 入学者選抜及び入学手続に関わる業務
- (2) 入学後の学籍管理、修学指導に関わる業務及び健康診断等の保健管理に関わる業務
- (3) 入学後の本学ポータルサイト利用、学内LAN利用、図書館利用及び図書貸出し等の学内サービス業務
- (4) 入学料免除、授業料免除、奨学金手続き等の修学支援に関わる業務
- (5) 入学料・授業料の納入に関わる業務及び収納業務を委託する金融機関での必要な業務
- (6) 入試改革・教育改革に資する目的で個人が特定できない形で行う統計処理・分析を行う調査研究業務及び学術会議等での発表
- (7) 在学者及びその家族を対象とする広報に関わる業務及び基金(寄附)に関わる業務
- (8) 卒業・修了者に対する学修成果等調査(アウトカムズ・アセスメント)、同窓会及び基金活動への支援、本学を通じた情報サービス・情報提供等に関する業務
- (9) 本人保護のための緊急対応に関する業務
- (10) その他、個人が特定できない形で行う統計処理業務

4 マイナンバーカード取得の推奨

本学では、マイナンバーカードの取得を前提とした身分証（学生証）スマホアプリの開発を推進しているため、カード（顔写真・ICチップ付）未取得の者は本学入学を機会に取得することを推奨します。

カードの交付には申請からおおむね1か月が必要です。カードは住民票の住所地で受け取るようになるため、遠方から本学に入学する場合は、住民票の住所変更の届出と同時に行ってください。